

様式ID										NTA0KSE030010010																					
相 続 税 の 申 告 書 第 3 表																															
財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書																															
										被相続人				E01																	
私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。										相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名及び年齢																					
										氏名				年齢(歳)		氏名				年齢(歳)		氏名				年齢(歳)					
										E02				G01				E03				G02				E04				G03	
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。																															
財産を取得した人の氏名										(各人の合計)				E05						E06						E07					
課税価格の計算	取得財産の価額(円)	農業相続人(第12表⑤)		①	G04					G18					G28					G38											
		その他の人(第1表①+第1表②)		②	G05					G19					G29					G39											
	債務及び葬式費用の金額(円)(第1表③)			③	G06					G20					G30					G40											
	純資産価額(円)((①-③)又は(②-③))(赤字のときは0)			④	G07					G21					G31					G41											
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(円)(第1表⑤)			⑤	G08					G22					G32					G42											
	課税価格(円)(④+⑤)(1,000円未満切捨て)			⑥	A	G09	, 000				G23	, 000				G33	, 000				G43	, 000									
各人の算出税額の計算	相続税の総額(円)(第2表⑪)			⑦	G10	00																									
	あん分割合(各人の⑥/A)			⑧	1. 00				C01																	C02					C03
	算出税額(円)(⑦×各人の⑧)			⑨	G11					G24					G34					G44											
	農業相続人の納税猶予の基となる税額(円)	相続税の総額の差額		⑩	G12	00				(第1表の⑦の金額) — (この表の⑦の金額)																					
					G16	00				—	G17	00																			
		農業投資価格超過額(第12表③)		⑪	B	G13					G25					G35					G45										
	各人へのあん分類(⑩×各人の⑪÷B)		⑫	G14					G26					G36					G46												
	各人の算出税額(円)(⑨+⑫)			⑬	G15					G27					G37					G47											
財産を取得した人の氏名										E08						E09						E10						E11			
課税価格の計算	取得財産の価額(円)	農業相続人(第12表⑤)		①	G48					G58					G68					G78											
		その他の人(第1表①+第1表②)		②	G49					G59					G69					G79											
	債務及び葬式費用の金額(円)(第1表③)			③	G50					G60					G70					G80											
	純資産価額(円)((①-③)又は(②-③))(赤字のときは0)			④	G51					G61					G71					G81											
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(円)(第1表⑤)			⑤	G52					G62					G72					G82											
	課税価格(円)(④+⑤)(1,000円未満切捨て)			⑥	G53	, 000				G63	, 000				G73	, 000				G83	, 000										
各人の算出税額の計算	相続税の総額(円)(第2表⑪)			⑦																											
	あん分割合(各人の⑥/A)			⑧																	C04					C05					C06
	算出税額(円)(⑦×各人の⑧)			⑨	G54					G64					G74					G84											
	農業相続人の納税猶予の基となる税額(円)	相続税の総額の差額		⑩																											
		農業投資価格超過額(第12表③)		⑪																	G55					G65					G75
		各人へのあん分類(⑩×各人の⑪÷B)		⑫	G56					G66					G76					G86											
各人の算出税額(円)(⑨+⑫)			⑬	G57					G67					G77					G87												
(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。																															
2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。																															
この場合、第1表の「一般の場合」の「あん分割合⑧」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。																															